

環境物品等の調達の推進を図るための方針

独立行政法人国立病院機構

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第10号。）第7条第1項の規定に基づき、令和2年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

I. 特定調達物品等の令和2年度における調達の目標

令和2年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和2年2月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目毎に判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1. 紙類

情報用紙 (コピー用紙、フォーム用紙、 インクジェットカラープリンター用 塗工紙) 印刷用紙 (塗工されていない印刷用紙、 塗工されていない印刷用紙) 衛生用紙 (トイレットペーパー、 ティッシュペーパー)	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
--	--------------------------

2. 文具類

シャープペンシル	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
シャープペンシル替芯	
ボールペン	
マーキングペン	
鉛筆	
スタンプ台	
朱肉	
印章セット	
印箱	
公印	
ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステープラー	
ステープラー（汎用型以外）	
ステープラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
粘着テープ（布粘着）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スponジケース）	

紙めくりクリーム
鉛筆削（手動）
OAクリーナー(ウェットタイプ)
OAクリーナー(液タイプ)
ダストブロワー
レタークッション
メディアケース
マウスパッド
OAフィルター（枠あり）
丸刃式紙裁断機
カッターナイフ
カッティングマット
デスクマット
OHPフィルム
絵筆
絵の具
墨汁
のり（液状）（補充用を含む。）
のり（澱粉のり）（補充用を含む。）
のり（固形）
のり（テープ）
ファイル
バインダー
ファイリング用品
アルバム
つづりひも
カードケース
事務用封筒（紙製）
窓付き封筒（紙製）
けい紙
起案用紙
ノート
パンチラベル
タックラベル
インデックス
付箋紙

付箋フィルム
黒板拭き
ホワイトボード用イレーザー
額縁
ごみ箱
リサイクルボックス
缶・ボトルつぶし機（手動）
名札（机上用）
名札（衣服取付型・首下げ型）
鍵かけ（フックを含む。）
チョーク
グラウンド用白線
梱包用バンド

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
---	--------------------------

4. 画像機器等

コピー機等	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
プリンタ等	

ファクシミリ
スキャナ
カートリッジ等
プロジェクタ

5. 電子計算機等

電子計算機	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
磁気ディスク装置	
ディスプレイ	
記録用メディア	

6. オフィス機器等

シュレッダー	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
デジタル印刷機	
掛時計	
電子式卓上計算機	
一次電池又は小型充電式電池	

7. 移動電話等

携帯電話	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
PHS	
スマートフォン	

8. 家電製品

電気冷蔵庫等（電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫）	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
テレビジョン受信機	
電気便座	
電子レンジ	

9. エアコンディショナー等

エアコンディショナー	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
ガスヒートポンプ式冷暖房機	
ストーブ	

10. 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
ガス温水機器	
石油温水機器	
ガス調理機器	

11. 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
蛍光ランプ 電球形状のランプ	

12. 自動車等

自動車	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うものについては、調達目標は100%とする。
乗用車用タイヤ	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
2サイクルエンジン油	

13. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

14. 制服・作業服

制服 作業服	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
帽子	
靴	

15. インテリア・寝装寝具

カーテン等（カーテン、	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うもの
-------------	----------------------------

布製ブラインド、金属製 ブラインド)	については、調達目標は100%とする。
カーペット（タフテッド カーペット、タイルカー ペット、織じゅうたん、 ニードルパンチカーペッ ト）	
毛布 ふとん	
ベッドフレーム マットレス	

16. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

17. その他の繊維製品

集会用テント ブルーシート	令和2年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うもの については、調達目標は100%とする。
防球ネット	
旗・のぼり・幕類	
モップ	

18. 設備

太陽光発電システム (公	各品目の令和2年度の調達数は未定であるが、
--------------	-----------------------

共・産業用) 太陽熱利用システム (公 共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム	調達を実施する場合は、その 100 %が基準を満たすことを目標とする。
生ゴミ処理機	各品目の令和 2 年度の調達数は未定であるが、 令和 2 年度に購入する物品及び新規に賃借契約を行うもの については、その 100 %が基準を満たすことを目標とする。
節水機器 日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は 100 %とする。

19. 災害備蓄用品

ペットボトル飲料水	調達を実施する場合は、調達目標は 100 %とする。
アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養調整食品 フリーズドライ食品	
非常用携帯燃料	
携帯発電機	
非常用携帯電源	

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。なお、目標の立て方については、今後、実績の把握を進める中で検討するものとする。

2.1. 役務

省エネルギー診断	各品目の令和2年度の調達数は未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
印刷	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
食堂	各品目の令和2年度の調達数は未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
自動車専用タイヤ更生	各品目の令和2年度の調達数は未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
自動車整備	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
庁舎管理等（庁舎管理、植栽管理、加煙試験、清掃、タイルカーペット洗浄、機密文書処理、害虫防除）	
輸配送	
旅客輸送	
蛍光灯機能提供業務	各品目の令和2年度の調達数は未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
庁舎等において営業を行う小売業務	各品目の令和2年度の調達数は未定であるが、調達を実施する場合は、その100%が基準を満たすことを目標とする。
クリーニング	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
飲料自動販売機設置	
引越輸送	

会議運営
印刷機能等提供業務

22. ゴミ袋等

プラスチック製ゴミ袋	調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
------------	--------------------------

II. 特定調達物品等以外の令和2年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

1. 特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。
2. OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. 本調達方針は本部及び全ての施設を対象とする。
2. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
3. 調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
4. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
5. 本調達方針に基づく相談窓口は、本部総務部広報文書課とする。